令和　８年（ケ）第　　２７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
函館地方裁判所民事部
裁判所書記官　月　居　駿　介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　８日から 令和　８年１２月１５日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分 函館地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１４日　午前　９時２０分 函館地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２２日から 令和　８年１２月２３日まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１９日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 680, 000 1, 344, 000	一括	336, 000	31, 261	0
1	400, 000				
2	1, 280, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　函館市釜谷町

　　地　　番　　３４９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３８６．１２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分３０分の３
　　共有者　Ｂ　持分３０分の３
　　共有者　Ｃ　持分３０分の２
　　共有者　Ｄ　持分３０分の２
　　共有者　Ｅ　持分３０分の２
　　共有者　Ｆ　持分３０分の６
　　共有者　Ｇ　持分３０分の６
　　共有者　Ｈ　持分３０分の６

２　所　　在　　函館市釜谷町　３４９番地２

　　家屋　番号　　３４９番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　　５９．６２平方メートル
　　　　２階　　４２．２３平方メートル

　　所有者　Ｈ

令和　８年（ケ）第　　２７号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２６日
函館地方裁判所民事部
裁判所書記官　月　居　駿　介

１　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

２　売却により成立する法定地上権の概要
なし

３　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

４　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

５　その他買受けの参考となる事項
【物件番号２】
本件建物の敷地として、売却対象外の土地（地番３５０番８の一部（約１００．００平方メートル），不動産登記記録上の所有者Ｉ）を利用している。買受人は，敷地利用権の設定を要する。

《　注　　意　　書　》

１　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

２　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

３　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

４　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

５　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　27号

物　件　目　録

1　所　　在　　函館市釜谷町

　　地　　番　　３４９番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３８６．１２平方メートル

　　共有者　A　持分３０分の３
　　共有者　B　持分３０分の３
　　共有者　C　持分３０分の２
　　共有者　D　持分３０分の２
　　共有者　E　持分３０分の２
　　共有者　F　持分３０分の６
　　共有者　G　持分３０分の６
　　共有者　H　持分３０分の６

2　所　　在　　函館市釜谷町　３４９番地２

　　家屋　番号　　３４９番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　　５９．６２平方メートル
　　　　２階　　４２．２３平方メートル

　　所有者　H

令和８年(ケ)第２７号
令和８年８月２８日受理
令和８年１０月２日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所
執行官　板倉照美

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　27号

物　件　目　録

1　所　　在　　函館市釜谷町

地　　番　　３４９番２

地　　目　　宅地

地　　積　　３８６．１２平方メートル

共有者　A　持分３０分の３
共有者　B　持分３０分の３
共有者　C　持分３０分の２
共有者　D　持分３０分の２
共有者　E　持分３０分の２
共有者　F　持分３０分の６
共有者　G　持分３０分の６
共有者　H　持分３０分の６

2　所　　在　　函館市釜谷町　３４９番地２

家屋　番号　　３４９番２

種　　類　　居宅

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床　面　積　　１階　　５９．６２平方メートル
　　２階　　４２．２３平方メートル

所有者　H

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	函館市釜谷町３４９番地２
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（共有者H）　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある｛種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	□ない ■ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある｛　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況（物件２関係）

所在	函館市釜谷町
地番	３５０番８
地目	■宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
地積	３０８．９０平方メートル　（□全部　■約１００．００平方メートル）
所有者	□建物所有者　■その他の者（亡Ｉ（本件土地（物件１）の元所有者と同じ）　）
その他の事項	

□関係人（□　　（建物所有者）　□　　（　　））の陳述／□提示文書（　　）の要旨

占有権原		□所有権　□地上権　□賃借権　■使用借権　□
占有開始時期		平成９年１月１４日
最初の契約等	契約日	年　月　日
	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□土地所有者　□その他の者（　　）
	借主	□建物所有者　□その他の者（　　）
地代・支払時期等		毎　金　円（毎　限り　分支払）
地代前払		□ない　□ある（□金　円　分まで）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　円　□保証金　円）
特約等		
地代滞納		□ない　□ある（令和　年　月　日現在　金　円）
契約解除		□ない　□ある（　　）
訴訟提起等		□ない □ある｛地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 □係属中　□終局（　　）
その他		
執行官の意見		□上記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

1　本件土地は、北東側から南西側に下る地形にあり、建物の敷地部分を除き、段差や傾斜がある。
2　本件土地は、そのほとんどが丈の長い雑草等に覆われている。
3　境界標は、いずれも確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状は、専門家による調査を要する。

■建物について

1　本件建物は、経年による損耗がみられ、汚損やシミ、劣化が散見される。
2　階段途中の壁に穴があいている（写真⑥）。
3　玄関のガラスが割れている（写真⑦）。
4　２階の西側にベランダがある。
5　家電、家具ほか残置物がある。
6　本件建物の北西側に仮設物置があるが崩壊している（写真⑧）。同物置は、隣地（地番３４４番、函館市所有）に越境している可能性がある。
7　本件建物の南東側に目的外建物（倉庫）があり、本件建物の所有者が使用していたものである（関係人の陳述による）。同倉庫は、目的外土地（地番３５０番８）上にあることから売却対象とはしない。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ K（近隣住民）	1　本件の元建物所有者Jが死亡後は空き家である。 2　本件建物の南東側にある倉庫も元建物所有者Jが使用していた。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執 行 官 の 意 見

■　目的外土地（地番３５０番８）について

1　本件建物は、建築時に作成された建物図面によると、本件土地内に建築されているように申請されているが、本件建物の半分を超える部分は、目的外土地上にある。

2　本件建物建築時の建物所有者は亡Ｊであり、本件建物建築時の本件土地（物件１）の所有者Ｉは、亡Ｊの父であり、目的外土地の所有者も亡Ｉ（亡Ｊの父）である。

3　本件建物建築時の目的外土地の敷地利用権については、当時の関係人が生存しておらず明らかではないが、目的外土地上にある目的外建物（倉庫）の利用状況や土地及び建物所有者の関係から、無償での使用（使用借）の認識があったと認める。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 8月28日（金） 16：03 － 16：05	函館市役所	固定資産税課税資料申請（返送料添付）
8年 9月 4日（金） 11：10 － 11：25	物件所在地	占有調査（不在、近隣住民Kと面談）、外観写真撮影
8年 9月 8日（火） 16：02 － 16：05	函館市役所	都市計画課に交付援助申請
8年 9月 8日（火） 16：15 － 16：25	函館地方法務局	不動産登記事項証明書申請・交付
8年 9月15日（火） 10：55 － 11：25	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

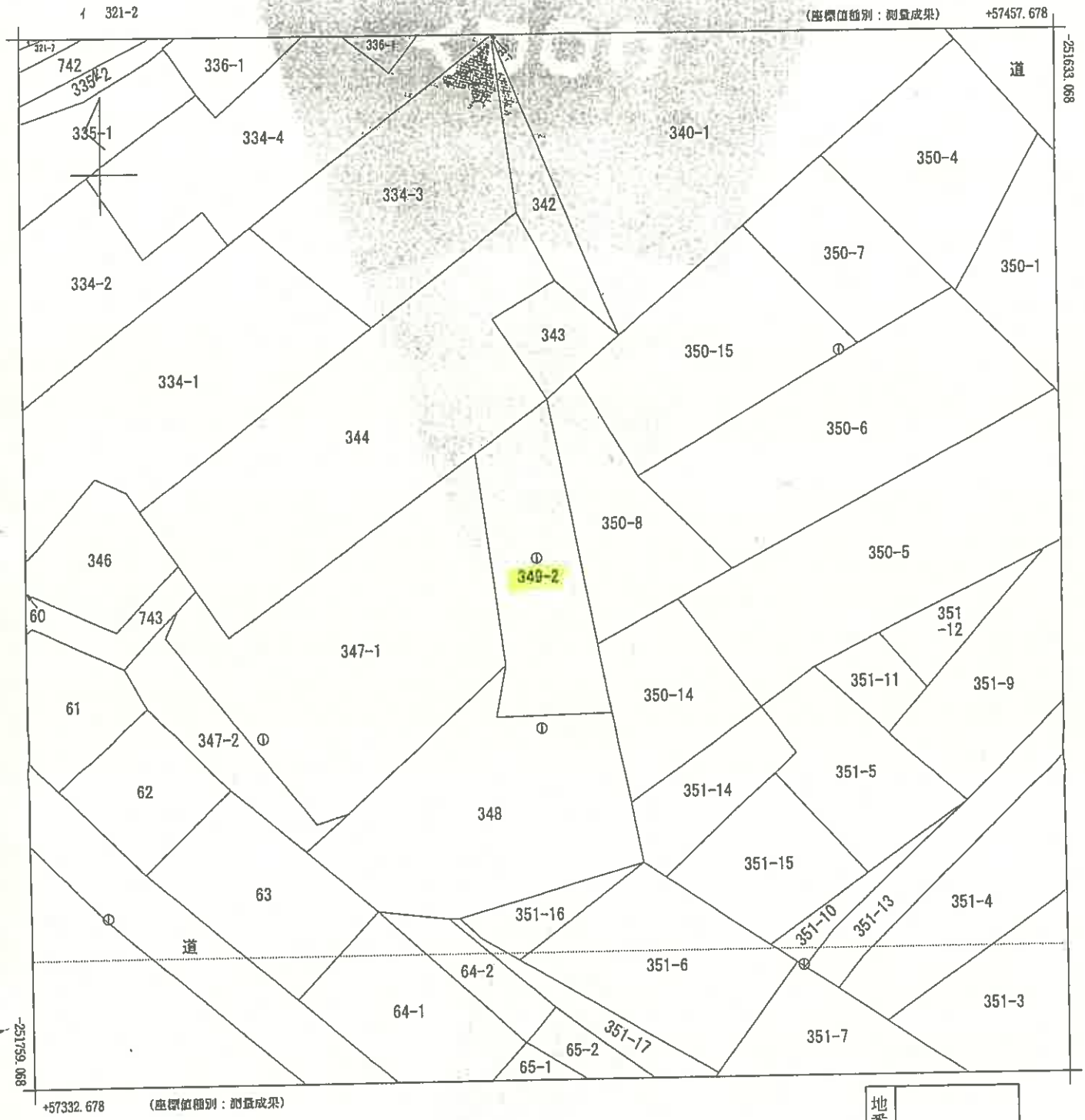
□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■　令和８年９月１５日
目的物件は不在だったので、立会人Ｌを立ち会わせ建物内に立ち入った。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



調求部分	所在	函館市釜谷町					地番	349番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	XI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成13年2月				付加年月日(原図)	平成13年9月12日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方法務局管轄)
令和8年6月15日
東京法務局中野出張所
登記官

本図面は，A3判をA4判に縮小したものである。

調求番号：22-1
(1/1)

(8枚目)

登記年月日：平成9年1月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（函館地方法務局管轄）
令和8年6月15日
東京法務局中野出張所
登記官
[redacted]
[redacted]

（9枚目）

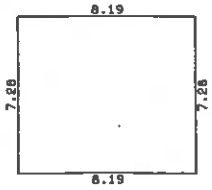
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

113219 各階平面図 [redacted]

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	349番2
建物の所在	~~亀田郡戸井町字釜谷舘349番地2~~ 函館市釜谷町

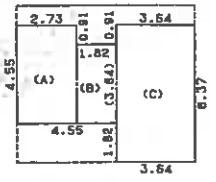
1階平面図



求積表

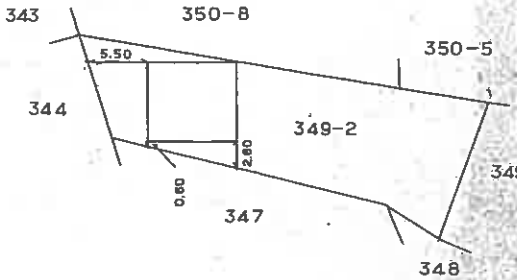
8.19 × 7.28 =	59.62320
合計	59.62320
床面積	59.62 ㎡

2階平面図



求積表

(A)2.73 × 4.55 =	12.42150
(B)1.82 × 3.64 =	6.62480
(C)3.64 × 6.37 =	23.18680
合計	42.23310
床面積	42.23 ㎡





作製者	土地家屋調査士 [redacted]	日作製）	縮尺 1/250	申請人	[redacted]	縮尺 1/500

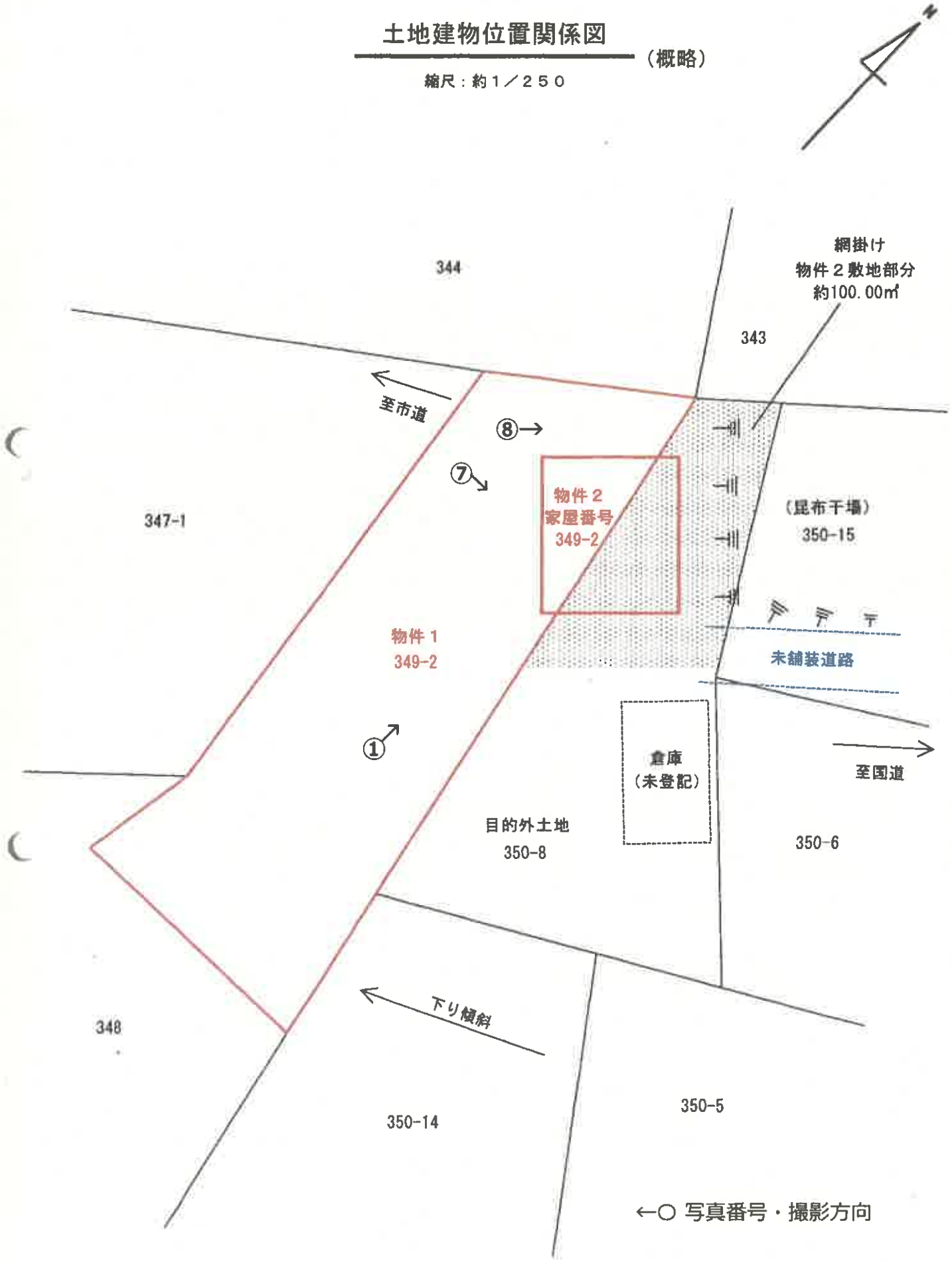
（函館土地家屋調査士会用紙）

請求番号：22-2

土地建物位置関係図

（概略）

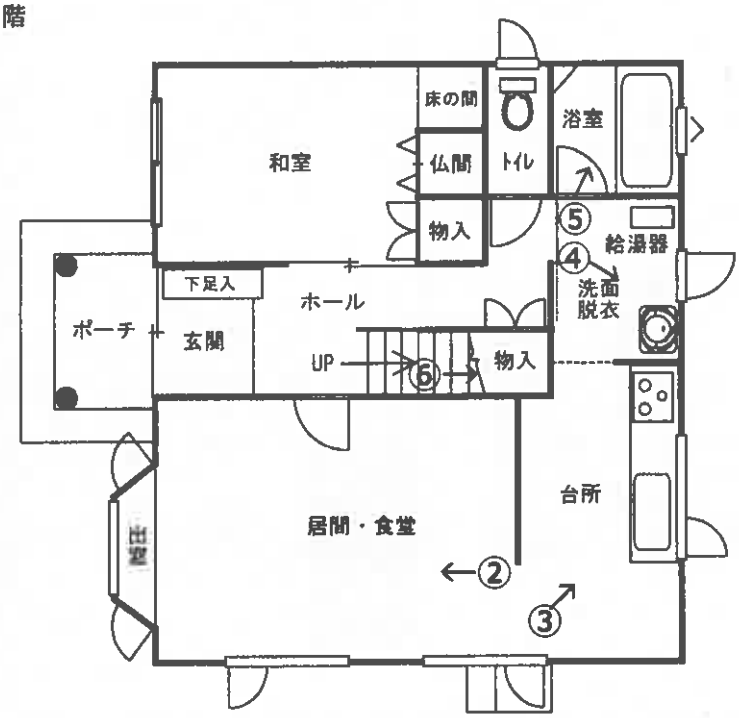
縮尺：約１／２５０



建 物 間 取 図

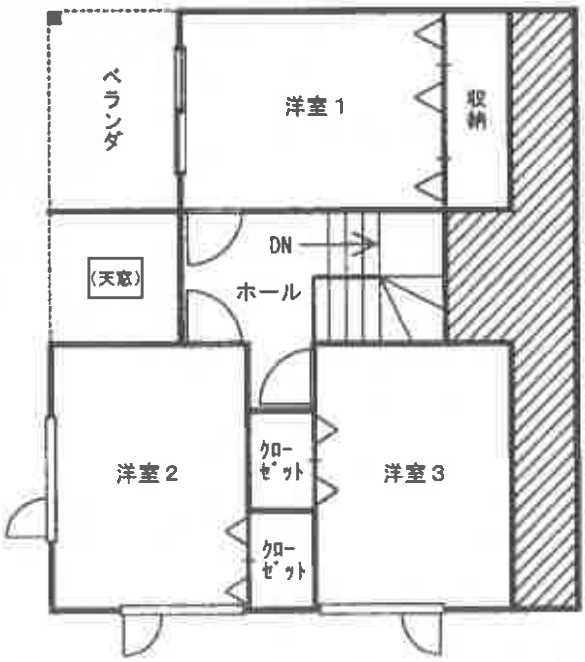
（概略）

1　階



←○ 写真番号・撮影方向

2　階



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和８年（ケ）第27号
令和８年９月15日　現地調査
令和８年９月28日　評　　価

函館地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
清　水　寛　泰

第1　評 価 額

一　括　価　格	
金 1,680,000 円	
内　訳　価　格	
物件1(土地)	金　400,000　円
物件2(建物)	金　1,280,000　円

1　一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

2　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3　物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	函館市釜谷町 349番2 宅　地 386.12㎡	同　左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	函館市釜谷町　349番地2 349番2 居　宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階　59.62㎡ 2階　42.23㎡	同　左

番号	特記事項
	別添土地建物位置関係図のとおり、物件2建物は、物件1土地の外に下記土地を敷地としている。 当該土地の所有者、占有権原等については、現況調査報告書参照。 所　在：函館市釜谷町 地　番：350番8 地　目：宅　地 地　積：308.90㎡の内、概測約100.00㎡（図上求積による）

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１、目的外土地）

位置・交通	ＪＲ函館本線「函館」駅の南東方、道路距離約20ｋｍに位置する。 函館バスの最寄り停留所「釜谷築港前」の南東方、直線距離で約400ｍに位置する。 （別添位置図参照）	
付近の状況	傾斜地に漁家住宅、作業場等が点在する住宅地域である。 利便性は劣る地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域外
	用途地域	なし
	建ぺい率	－
	容積率	－
	防火規制	－
	その他の規制	景観計画区域　宅地造成等工事規制区域 建築等の際の制限の詳細については、市担当部署に問い合わせのこと。
画地条件	物件１と目的外土地内の敷地部分は、西側間口約32ｍ、奥行最大約20ｍの不整形地である。 地勢は概ね北東側から南西方向への下り傾斜地で、標高約12ｍ～約16ｍである。	
接面道路の状況	直接公道等に接面しない無道路地である。 北東側にある国道278号からは、幅員約3ｍの未舗装道路を経由して本件土地及び目的外土地付近に出入りすることが可能となっている。 未舗装道路敷地の大半は、第三者所有の土地であるが、通行に関する特段の取決め等はない模様である。 また、南西側にある市道からも第三者所有地を経由して出入り可能となっているが、車両の通行はできない。	
土地の利用状況等	物件１土地と目的外土地の一部が、物件２建物の敷地となっている。 目的外土地の当該敷地部分以外には、未登記倉庫が存在する。 倉庫の所有者等については、現況調査報告書参照。	

供給処理施設	上 水 道　　あり ガス配管　　なし 下 水 道　　あり 上下水道管については、第三者の土地を経由して引込まれているため、注意を要する。
特 記 事 項	① 現地調査及び登記簿による過去の履歴調査、函館市環境対策課への聴取等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 なお、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。（北海道教育委員会・北の遺跡案内にて確認） ③ 地中及び地表の一部については、目視確認できないため、埋設・設置物等については、注意を要する。 ④ 目的土地の周辺において境界標等は確認できなかったが、空中写真等を基に目視したところ、目的土地はほぼ公図のとおりと思われる。 なお、正確な土地の位置、範囲等については、測量を要する。

2　建物の概況及び利用状況（物件 2）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　平成 9 年 1 月 14 日新築 経過年数　約 30 年 経済的残存耐用年数　約 5 年
仕　　様	構　造：木造 2 階建 屋　根：メッキ鋼板 外　壁：サイディング 内　壁：主としてビニールクロス 天　井：ビニールクロス 、プリント合板 床　：フローリング、畳、クッションフロア等 設　備：電気、給排水等 その他：灯油による給湯・暖房等
床面積（現況）	第 3　目的物件欄記載のとおり 延 101.85 ㎡
現 況 用 途 等	現況用途　居宅 間　取　4ＬＤＫ
品　　等	中　位
保守管理の状態	全体的に老朽化が認められる建物で、内外に汚損、劣化が見られる等、保守管理の状態は劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特　記　事　項	①　建築確認申請等の記録はない。（函館市建築行政課） ②　本件建物は、法務局備付建物図面より北東側にずれて建てられている模様であり、正確な位置等については、測量を要する。 ③　2 階西側にベランダ約 6.48 ㎡があるが、その構造から床面積に不算入とした。 ④　玄関引戸ガラスに割れ、階段内壁に穴が認められる。 ⑤　現在空家の状態であり、設備稼働の可否は不明である。 ⑥　アスベスト含有建材等の使用については、不明のため、注意を要する。 ⑦　本件建物の北西側に仮設物置が存するが、崩壊しており、目的外 344 番土地上に一部越境している可能性がある。

第5　評価額算出の過程

1　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件1、目的外）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	4,900	0.63	386.12	0.90	1,073,000
目的外	4,900	0.63	100.00	0.90	278,000

ア　標準画地価格

同一需給圏内の類似地域等に所在する取引事例価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ　個別格差

不整形地－10%、無道路地（都市計画区域外を考慮）－30%と査定した。

（100%－10%）×（100%－30%）＝ 63%

ウ　地　積：登記数量及び概測数量を採用した。

エ　建付減価：建物と敷地との適応性から－10%と査定した。

(2)　建物価格（物件2）

建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格 （円） ア×イ×ウ＝エ
2	220,000	101.85	0.13	2,913,000

ウ　現価率

経過年数30年、経済的残存耐用年数5年、残価率5%とした定額法（現価率19%）と観察減価法（物理的減価等による補正を－30%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

現価率　＝　19%　×（100%－30%）＝　13%

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,073,000	0.10	使用借権	107,000
目的外	278,000	0.10	使用借権	28,000
計	物件1 ＋ 目的外			135,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ,1(2)エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ−カ
1	1,073,000	−107,000		0.60	0.70	−	400,000
2	2,913,000	＋135,000	−	0.60	0.70	−	1,280,000
一括価格（合計）							1,680,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正

本件土地建物の現状（立地、敷地、無道路地、空家）等を考慮し、同種物件の需要限定の程度、潜在するリスクを総合的に勘案した結果、市場性は相当劣ると判断して 0.60 を乗じた。

オ 競売市場修正

評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して0.70を乗じた。

カ その他の控除減価：なし

第６　参考価格資料

１　参考とすべき地価公示地等はない。

２　固定資産税評価額（令和８年度）

物件１　　962,474円

物件２　　1,958,296円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第７　附属資料

１　受命物件の位置図

２　公図（法14条地図）写し

３　函館市備付地籍図写し

４　建物図面・各階平面図写し

５　土地建物位置関係図（概略）

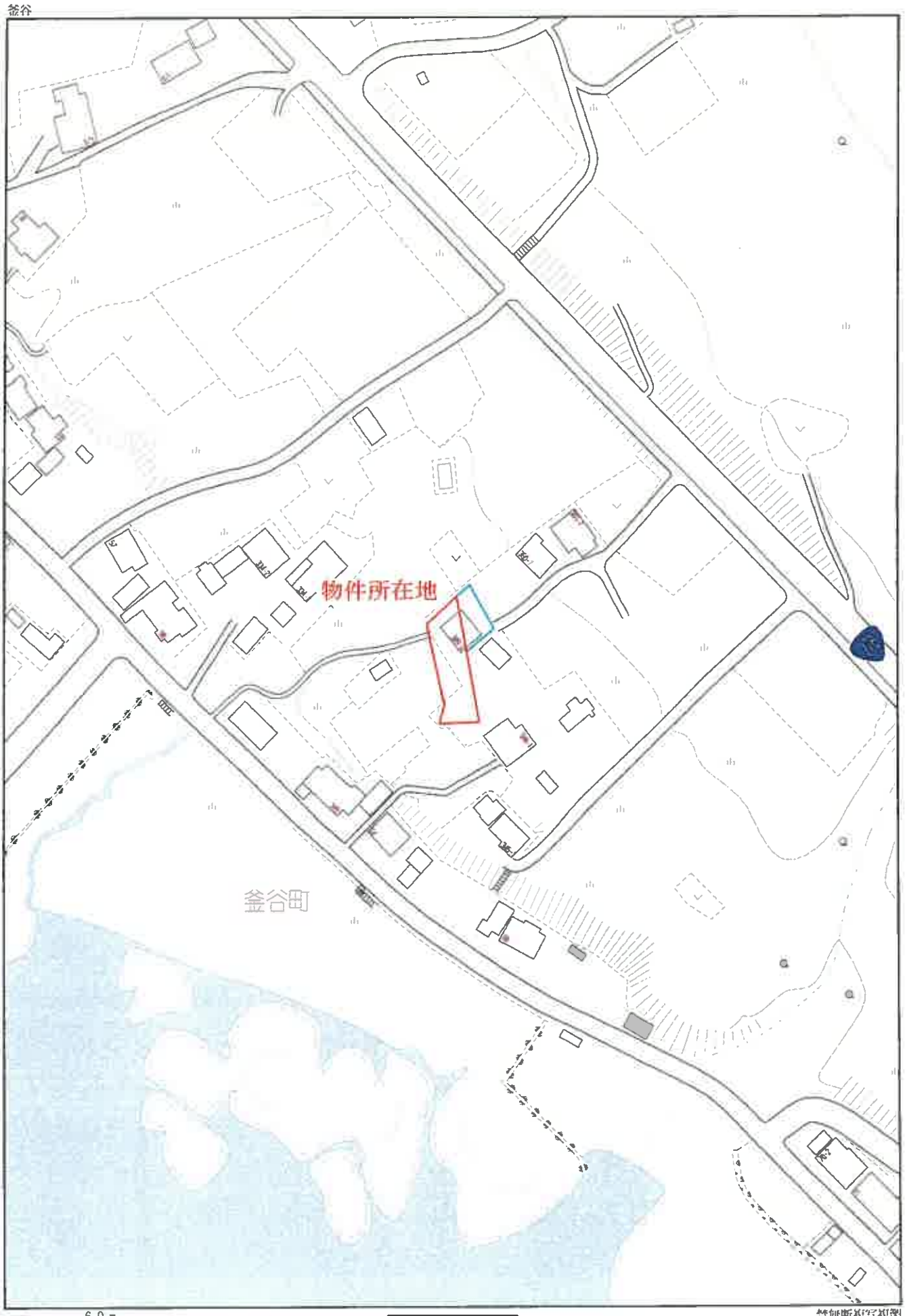
６　建物間取図（概略）

以　上

地理院地図
GSI Maps

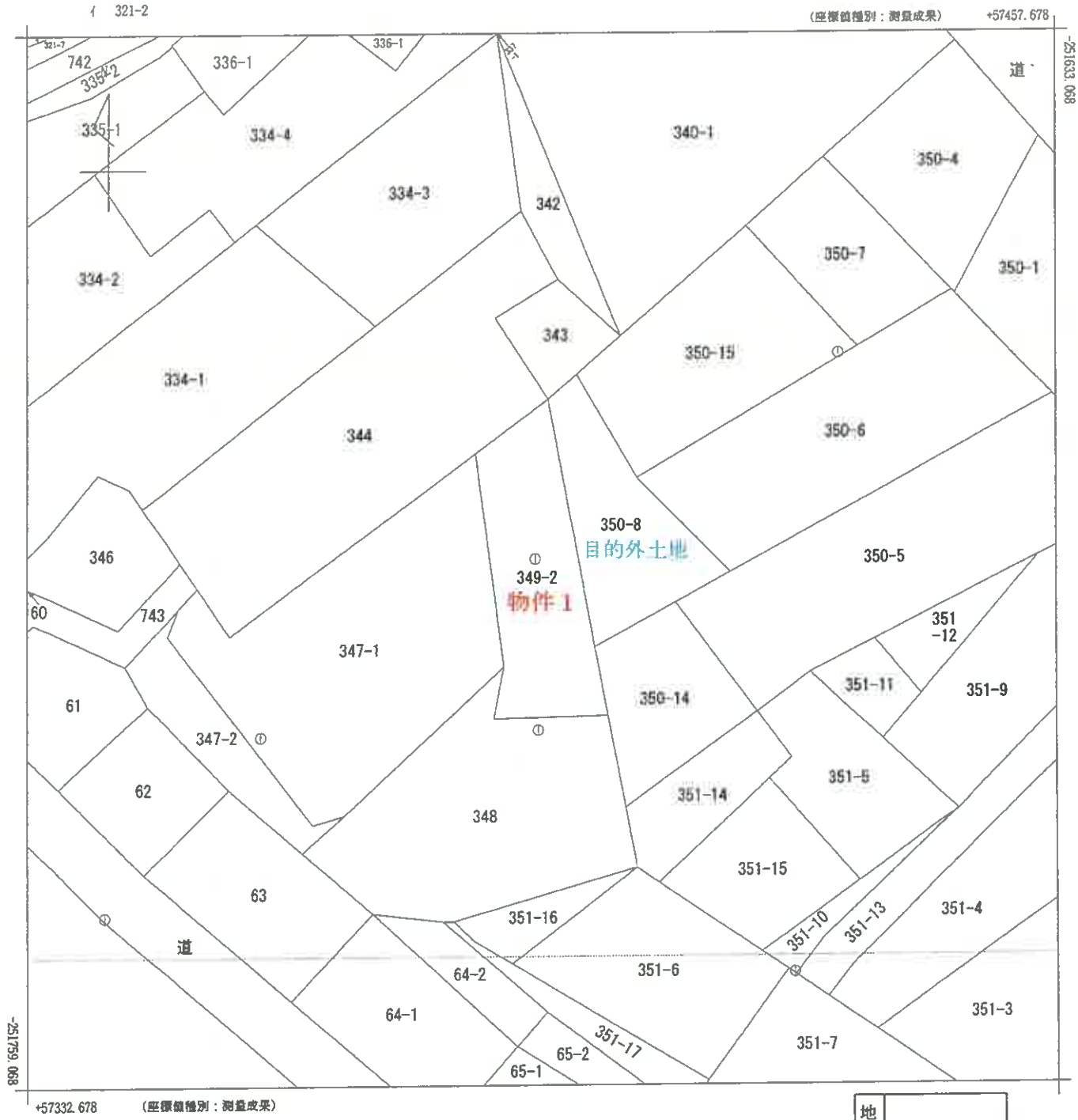


位置図（国土地理院地図を加工）



位置図

Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.
禁無断複写複製
北有鑑定株式会社
Z23H00397-20260904150033
©2026 ZENRIN CO.,LTD.(Z26AB第788号)



地番区域見出	釜谷町

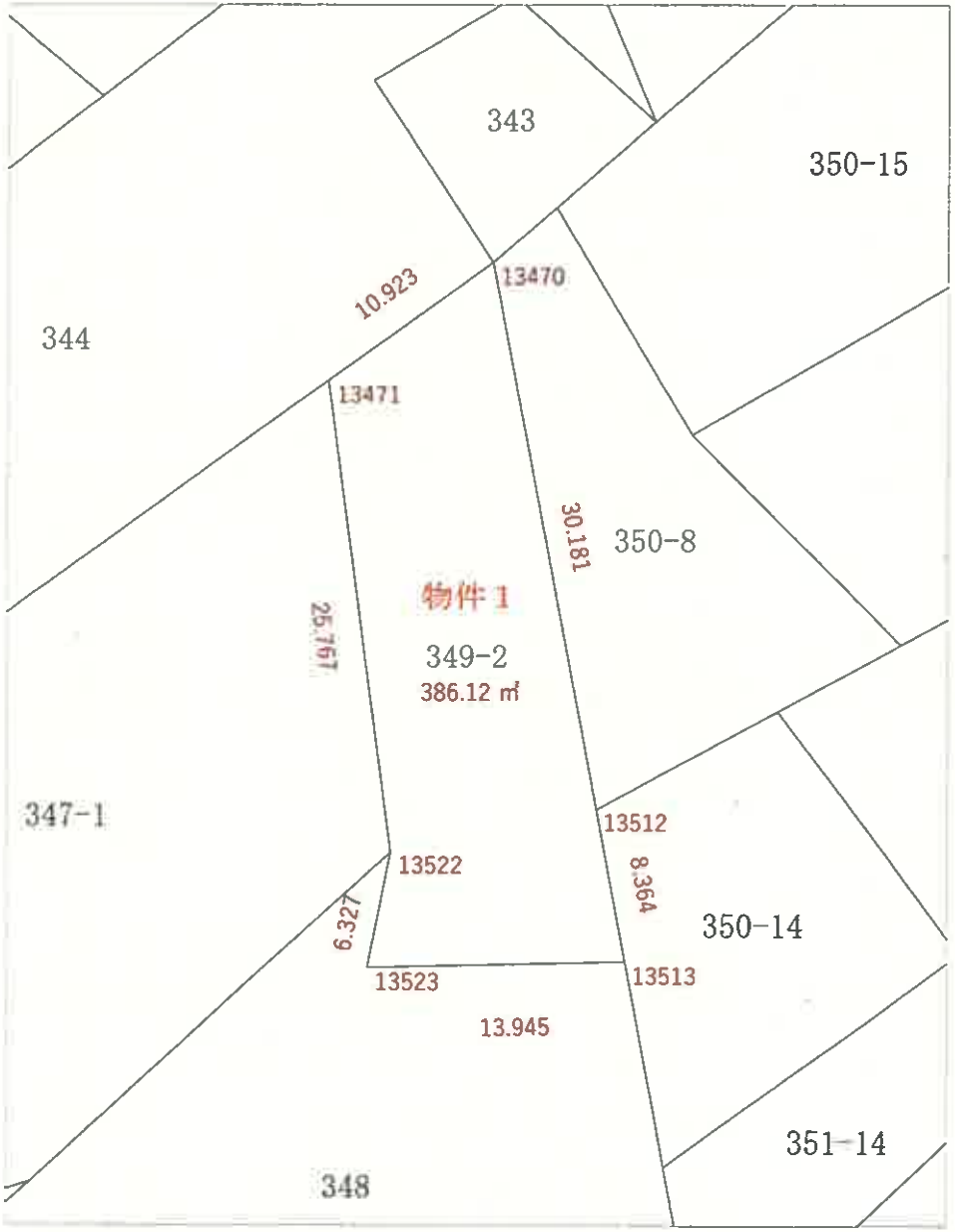
請求部分	所在	函館市釜谷町				地番	349番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	ＸＩ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成13年2月			備付年月日(原図)	平成13年9月12日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

本図はＡ３版をＡ４版に縮小したものである。

令和8年9月14日
函館地方法務局
登記官 [redacted]

請求番号：39-1
(1/1)



字　地番：函館市釜谷町349-2　　縮尺：

登記面積：　386.12 ㎡　　地目：

計算面積：　　用途：

所 有 者：

住　　所：

地 籍 図：

世界測地系による境界点座標

	番号	点名	X座標	Y座標	距離
*1	13471	3-2896	-251,683.400	57,387.127	
*1	13470	3-2895	-251,676.986	57,395.968	10.923
*1	13512	3-2937	-251,706.627	57,401.652	30.181
*1	13513	3-2938	-251,714.841	57,403.228	8.364
*1	13523	3-2948	-251,715.151	57,389.286	13.945
*1	13522	3-2947	-251,708.944	57,390.512	6.327
					25.767

*1 JGD2000-TokyoDatum Ver.2.1.1 による座標変換

函館市備付地籍図写し

登記年月日：平成9年1月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年9月14日　函館地方法務局
登記官

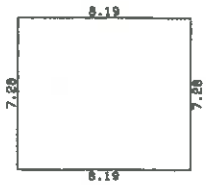
113219　各階平面図

[redacted]

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	349番2
建物の所在	~~亀田郡戸井町字釜谷町349番地2~~ 函館市釜谷町

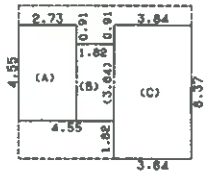
1階平面図



求積表

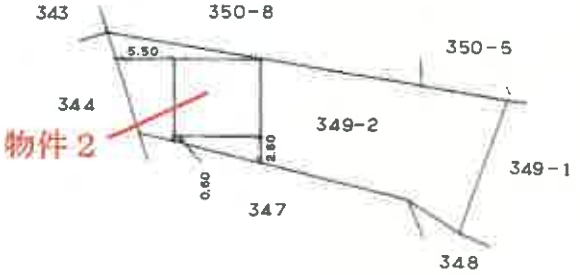
8.19 × 7.28 =	59.62320
合計	59.62320
床面積	59.62 ㎡

2階平面図



求積表

(A)2.73 × 4.55 =	12.42150
(B)1.82 × 3.64 =	6.62480
(C)3.64 × 6.37 =	23.18680
合計	42.23310
床面積	42.23 ㎡



函館地方法務局 登記 9.1.24 部門 受付 理

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（函館土地家屋調査士会用紙）

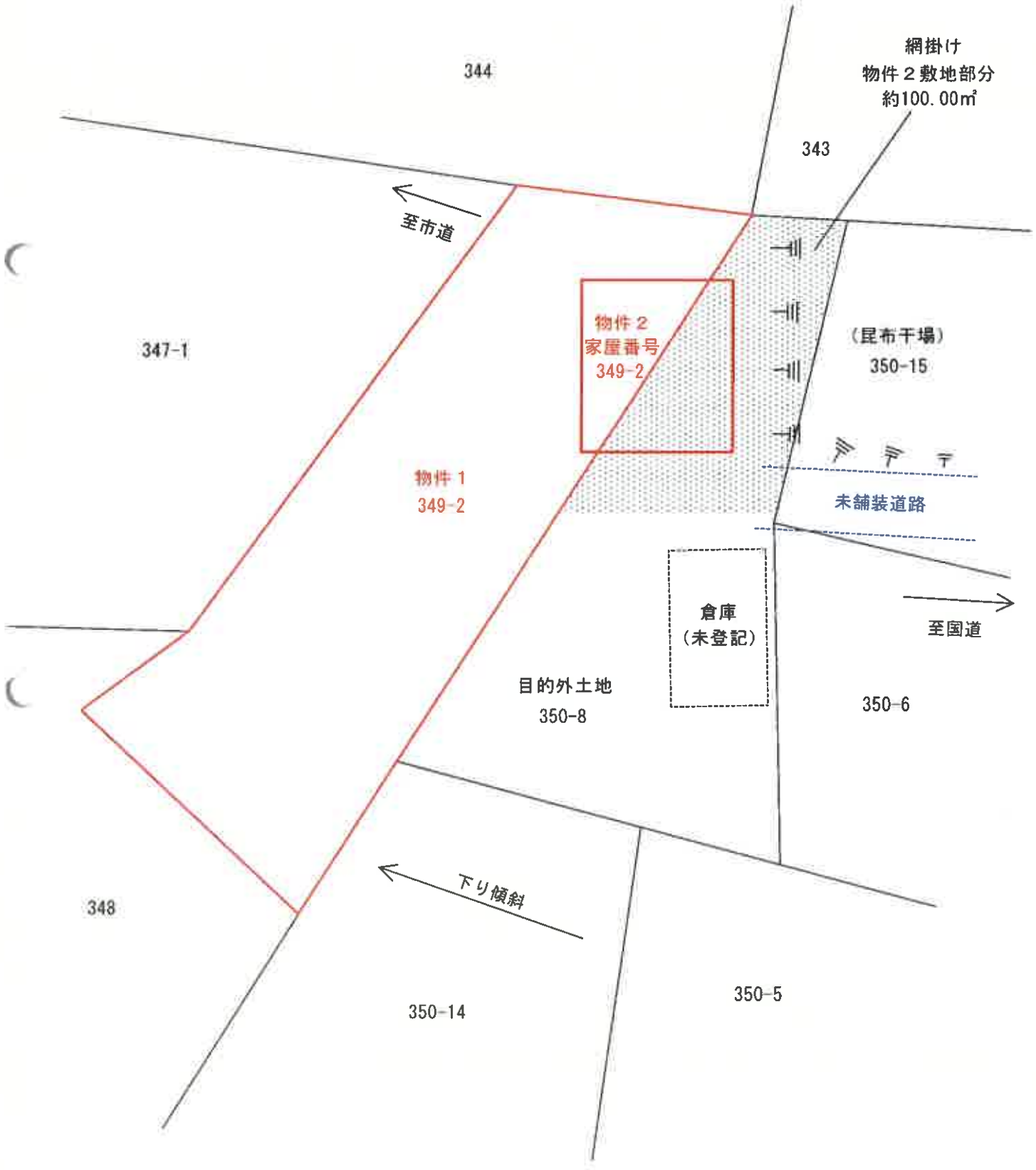
調求番号：39-2

本図はＡ３版をＡ４版に縮小したものである。

土地建物位置関係図

（概略）

縮尺：約１／２５０

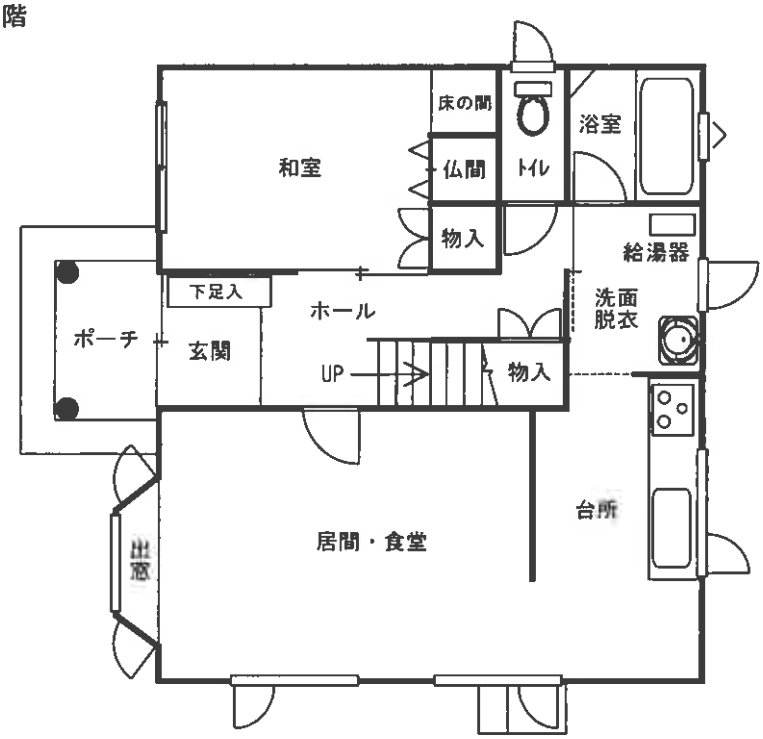


建 物 間 取 図

（概略）



1　階



2　階

